

リスト「農地制度」の前史と周辺 (一)

— 文献的注釈 —

小林昇

まえがき

- 一 初期リストにおける農地制度論 (以上本号)
- 二 初期リストと移民問題 (以下続稿)
- 三 「農地制度」と上部シュワーベンのエンクロージユア
- 四 「農地制度」とスウェーデンのエンクロージユア
— Hii F. Heckscher に拠る —
- 五 初期リストから「農地制度」まで
— ドイツにおける近代化の進行 —

まえがき

この小論は、フリードリッヒ・リストの体系の本質にかかわる問題のために、特定のきわめて限られた視野のなかで新旧の諸文献の整理と紹介とをこころみようとするものである。——リストの晩年の論説「農地制度・零細経営お

リスト「農地制度」の前史と周辺 (一)

よび国外移住」(Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung, 1842)⁽¹⁾については、わたくしはかねてから、リストの全社会科学体系におけるその基底的意義を指摘してきた。このばあいわたくしは同時に、リストに対する理解がドイツ資本主義の歴史的・構造的個性の把握に役立ちうるのは、彼の体系をこの基底から秩序的に再構成したばあいのことだという点に、いつも留意を求めた。⁽²⁾ わたくしのリスト研究に対する各方面からの異見は当然存在するが、⁽³⁾ 右のように立てられた論点自体については、経済史家と経済(社会)思想史家とからしだいに理解が寄せられているといつてよいであろう。⁽⁴⁾ 現在のわたくしは、むしろこれらの深いリスト像を刻み上げたいと願っている。むしろこのばあい、右の諸領域での成果というのは、直接にリストを対象としたりリストに言及したりするものに限られるのではない。——だがわたくしは、みずから各方面からの教示への期待をさらに大きくしうするため、わたくしの側から「農地制度」に関する文献として、これまでに紹介できなかったもの、および紹介を怠つていたものをいくつかここに提示し、わが国の研究者の考察の材料に供したいと思う。⁽⁵⁾

(1) その完全な姿は、『全集』第五卷(一九二八年)によつてはじめて知りうるようになった。原稿はハイデルベルク大学図書館に所蔵。筆者訳の世界古典文庫版は一九四九年刊。これは現在においては改訳と新しい解説とを要する。

(2) 右の視点に立つ、筆者のリスト研究のうち、もっとも古いものは「リストの植民論」(一九四四年、同『フリードリッヒ・リスト研究』所収)、もっとも新しいものは「フリードリッヒ・リストと経済学における歴史主義」(同『フリードリッヒ・リスト論考』、一九六六年、所収)である。——この『論考』の第三論文によつて、リスト文献の詳細を知ることができる。

(3) ただし、十分な文献的研究の用意に立つてわたくしをなっとくさせる、学史的・思想的的研究はまだ与えられていない。

(4) わたくしはみずからのリスト理解のプライオリティーをとくに主張しようとするものではない。そういうことはどうでもよい。学史研究に必要なのは新説、新解釈の樹立よりもむしろ、拡げられた文献研究にもとづく、脈絡の確立と視野の増幅とであ

る。後者の成果は、すくなくとも、狭い視野のなかで提出された新解釈が学界のデット・ウェイトとなりうるというおそれからは免れるであろう。ともあれ、わたくしの前記の「リストの植民論」は Gertrud Mayer, Friedrich List als Agrarpolitiker, 1938 によって導かれたものであるし、他方松田智雄教授は、その力篇、関税同盟前史序論⁽¹⁾（一九四四年）において、「農地制度」の原型ないし萌芽というべき、リストの短論説「農民保有地の無限の分割を排する」（後述）を詳細に紹介・利用されている。

(5) 学説史家は、対象とする文献が外国のものであっても、とくに国内に向けて発言すべきだとわたくしは信じている。それはむしろ学界の国際交流と両立させるべきものであるが、いまのところこの両者は次元のちがう問題のように思われる。

以下に提示——紹介・言及——しようとする諸文献はつぎのものに限られる。(1) リストの初期の短論説「農民保有地の無限の分割を排する」(Wider die unbegrenzte Teilung der Bauerngüter, 1816, 『全集』第一卷)。これは松田教授⁽²⁾（前注）と住谷一彦教授とによってすでに詳細に紹介されているが、わたくしはここでみずからの翻訳を示し、ついでこの論説の持つ二、三の特質を指摘するとともに、それが書かれた諸情況と、それが「農地制度」につながるいわば文献的關係とについて、最近のゲーリンク教授の『リスト伝』⁽³⁾（『若きリスト』⁽⁴⁾）その他に拠りつつ、若干の解明を加えたい。(2) 一八一七年にヴェルッテンベルクからアメリカに向った移民たちに、リストは若い吏僚として接する機会を持ち、そのおりの報告書（おもに下書き）が三部、省略を加えられたかたちで、上記の短論説とおなじく『全集』の第八巻に収められている。「農地制度」は農地改革案に独自の植民計画案を結合させているのであるから、初期のリストのこれらの報告書は、当面の課題にとって関心をそそるものである。わたくしは右の報告書とともに、ロイトリングゲン市のリスト文庫が所蔵する、これと同時に書かれた未刊行の長文の報告原案の一部、およびこれを整理したテオドール・シュタイムレの小論説を紹介し、さらにここでもゲーリンクの『リスト伝』によって、これらの報告書の作成された情況についても解説しておきたい。(3) 「農地制度」は、それが明記しているように、上部シュワーベンのケ

ンプテン僧院領を中心とする独特のエンクロージユアを模範とするものであるが、このエンクロージユアの実態はわれわれにとってはまだ明らかでない。わたくしはこれを対象とした研究書として権威のあるものとされている、ハンス・ドルンの著作を卒読できたから、これに簡単に言及したい。しかし、この著作については最近の別の論説で紹介したから、ふたたび多くの言葉を費やす必要はないであろう。ただ、ドルンは右の本のなかで、ケンプテンを中心とする地域と同様に、一八世紀の末葉にはスウェーデンやデンマークでもエンクロージユアが進行したことを指摘しており、これらのエンクロージユアの実態は、とくにイギリスでのそれとの対比において、「農地制度」の理解の深化に間接にながら役立つと思われるので、わたくしの近づきえた唯一の文献であるヘックシャーの『スウェーデン経済史』(An Economic History of Sweden, transl. by G. Ohlin, 1954)に拠って、スウェーデンにおけるエンクロージユアの経過と特質とについて略述しておきたい。⁽⁸⁾それは学説史家が経済史家の教えを求めするために提出する覚えがきである。(わたくしはスミスに収斂する学史的時期の背景を成すスコットランドの経済史についても、つねに切実に、経済史家の側からのご教示に渴えつつある。) ⁽⁹⁾これは文献の紹介ないし解説の範囲を越えることであるが、若いリストと「農地制度」のリストとのあいだに示された、ドイツの社会・経済体制の発展と、リスト自身の成長とについては、「農地制度」の意義に対する誤解を避けるために、そうしていつそう直接にはこの小稿の意義を守るために、やはり一言しておかなくてはならない。しかし、この問題はもとよりきわめて広汎にわたるものであるから、ここでの言及は、当然、視角をつよく限定したうえでの概言にとどまるであろう。

(6) Paul Gehring, *Friedrich List. Jugend- und Reisejahre 1789—1825*, 1964. この本の紹介・書評としては、松田教授のもの(『経済学論集』三二ノ四)とわたくしのもの(前掲『論考』所収)とを見られたい。これはリスト研究史に大きいエポックを画

する業績である。

(7) 筆者「フリードリッヒ・リストと経済学における歴史主義」(前掲)。

(8) 「農地制度」が着目している、ルウエトの土地制度の早史については、高村象平教授の論考「諾威の農地世襲」(同「資本主義の歴史的問題」所収)がある。

一 初期リストにおける農地制度論

1

リストはすでに一八一四年から文筆活動をはじめ、一六年には領邦政府の会計官(Rechnungsrat)の位置に上って、従来みずからがその内部で経験を重ねてきた書記制度(Schreibereisen)とこれに結合する地方行政制度との批判を進めながら、たちまちヴェルッテンベルクの憲法闘争の渦中に入ることとなる。この年には彼は、急進的な *Württembergisches Archiv* の編集者の一人となり、「ドイツ・ジャーナリズムの開拓者」の生涯をはじめることとなるが、この『アルヒーフ』の八月二日の号に特別の見出しもなしに掲載されたのが——したがって『全集』ではじめて表題を与えられたのが——、つぎに訳出する彼の最初の経済論説 *Wider die unbegrenzte Teilung der Bauergüter* (無署名)であった。⁽²⁾

(1) Vgl. Friedrich Lenz, *Friedrich List. Der Mann und das Werk*, 1936, S. 344.

(2) *Württembergisches Archiv* 第 2. Heft の Nr. 10—Nr. 18 及び第 11. Heft Allerhand Bemerkungen und Fragen 及び第 12. Heft 欄を設けていたが、当の論説は第 1—157 頁以下(*Werke* I, Kommentar, S. 1022) の Nr. 12 及び 13 2 (Gehring, S. 108) 掲載された。このほかの *Friedrich Lists kleinere Schriften*, . . . von Friedrich Lenz, 1926 (*Die Herdflamme* "Hrsg. von Othmar Spann) に *Allerhand Bemerkungen und Fragen*, 12. 及び 13 の大部分が収められている。『全集』

リスト「農地制度」の前史と周辺 (一)

第九卷のリスト著作目録によれば (S. 214)、『アルヒーフ』の右の欄はリスト一人の筆に成るものではなく、Helt 3 のものへのリストの参加は立証できない。ゲーリンクの説明とレンツの取扱いとをつき合わせてみれば、当の論説の主要部分はおそらく Nr. 12 に掲載されたのであろう。

農民保有地の無限の分割を排する (リスト)⁽³⁾。「土地片の無限の分割が農業をいとなむ国家にとってこの上なく不利となるだろうということは、真実だと思われる。われわれはこの対象を立入って考察したい。

国家目的は、かつての国家経済学者が欲したようには、国民が人口において最大であるという点には存しない。この教説はきわめて有害な結果をもたらしたのであって、そのために近來では、国家目的はこんどは個々人の福祉のなかに求められている。

だが、個々の国家成員の福祉とは、農民がいくつかの地条 (Riemen Land) を持ち、自分で耕耘を行なって神がそのために創った家畜を使わず、こういう方法でやっとパンを手に入れ、それも歩く骸骨のような人間を承らえさせるには不十分だ、というようなものではけつてない。このような成員が国家に納める貢租は、彼の生産物の剰余ではなくて、彼がその必要不可欠とするものから切りつめた部分なのである。保有地の無限の分割がこういう結果をもたらすことは、事物の本性にもとづいている。六〇モルゲンの畑地を持つ、父親の立派な農民保有地は、その子供たちへの分割のばあいは一五モルゲンの四個の小保有地となり、その孫たちの手には三—四モルゲンの分割地となつて分けられる。祖父は四頭の立派な馬で犁耕をし、家畜と食料とをたくさん持ち、召使たちにたっぷり衣食を与え国家には租税 (Steuer) を支払うことができたのに、孫は自分で畑を掘りかえし、一年中飢えや困窮と戦うのである。

この分割が工業生産を犠牲にして行なわれるのでないのならば、われわれはよるこんで、一人のために、つごうがよいからといって多くの人を制限することは許されないと主張する人々と、意見を共にしたいと思うであろう。「ところが」農民の息子は、まだ耕作で暮して行けるといふ見込みを持つあいだは、何か手職 (Gewerbe) を身につけようとは考えない。彼にとっては、耕作は他の手労働よりは快適なのである。彼に迫って父の家と故郷とを捨てさせるものは、困窮を措いてほかにはない。彼は将来を見ず、貧弱な土地片の上に家をつくって落付くことをまっさきに考える。この自然の傾向が保有地の分割によって養われる。農民の四人の息子たちやぶどう作りの六人の息子たちは、農民やぶどう作りになることをしか考えないが、それは父親の持地からいつかは小さい土地片をもらえらるという見込みを持っているからである。すべての人々が鋤を使い、土を掘り、鋤き、植えつけ、背中で籠を運ぼうとするならば、工業生産のための人々はいったいどこから生まれてくるのだろうか。

われわれの国でなんの工場も栄えず、ほとんどの地方で工業が発達しないことの原因はこれなのであって、昔から人々が信じこませようとしてきたような、わが国のすぐれた土壌などではない。自分の手職を高度に修得してそのうへ旅修行までした上手な手工業者でも、この小耕作によってだめにされてしまう。彼は帰郷してきてその手職をうまくやる。ところがいくつかの小地片が手に入ると、そこで自家用のものを作るために鋤を持って出かけて行くということになる。彼はそれが気に入って、何年かたつと織機も鉋台も見すてられてしまい、上手な手工業者が小農民に成りかわるのである。

このようにして国民の力の大きい部分が失われる。こういう小農民層は、むろんいつも大農地所「保」有者 (Grosse Güterbesitzer) よりも畑をよく耕作する。だが彼らは、その収穫物を乏しい食料として自分で食べつくすために穫り

入れるだけのことなのである。家畜の力は利用されない。大農民はその家族と六人の召使とを使って、というのほぼ十人で、六〇モルゲンの畑を耕すであろう。この農地が三―四モルゲンの分割地に分けられると、一五家族つまり八〇ないし九〇人がそこで働くこととなるであろう。このばあい家畜の飼育はやんでしまい、立派な馬や雄牛や雌牛等々に代って、やせこけた輓獣や引き牛が現われる。

裕福な農民の次男が日傭労働者になることを人々は苛酷に思つて、この見かけのつらさを農地の分割によって避けようとするのだが、こうやって達成されることといへば、ただ、大農民の一五人の孫が日傭労働者となり、とどのつまりは裕福な農民が一人も見られなくなるということなのである。ここで述べられたことについての实例は、いくつでも示すことができる。

農民層のあいだの繁栄が、大部分、大農民保有地の残存しているところに行きわたっていることは明らかである。そこでは人々は、四頭の馬と立派な馬具とで肥料を畑に運び、収穫を家に運ぶ。農民は広い家に家族だけで住み、その納屋は立派な家畜でいっぱいであるし、また日傭労働者や召使は年中たつぷりと給与を受けている。租税を支払うべきときには車に収穫をみたして市場に運んで行くが、不作の年になつても、農民は家族や召使といっしょに次の収穫を待つのに事欠かない食料を納屋部屋に絶やすことがない。農民が死ぬと、長子が適当な評価で農場を相続し、ほかの子供たちはゆたかな支度金をもらう。一人の息子は部落にとどまつて、結婚して他の農場に入るか、日傭労働者として良い暮しをする。他の息子は町へ行き、手工業を習つて、保有地を相続した者よりも幸せになることがまれではない。

保有地の分割が導入されている古ヴェルッテンベルクの諸地方では、これとまったくことなる。エーインゲン郡

(Oberamt Ehingen) のロッテンアッカー⁽⁵⁾において、この二つの体制を相互にもっともよく比較することができる。

この部落のまわりには大きい農民所有地と富裕な人々が見いだされる。ところが、数世紀以来古ヴェルッテンベルクの政府によって保有地の分割が推進されたこの部落では、三〇〇の小農民が、背負い籠をつけてよろめき歩き、やせこけた雌牛とかほかの輓獣とかで車を仕立て、一軒の家に三―四家族がつめこみ——つまりは見すばらしい小農民の生活を営んでいるのが見られる。困窮は多くの者に手工業を行なうことを教えたが、半農民で半職人というのはあわれな半端ものである。三〇〇から四〇〇の家族を持ち、もっとも豊饒な地方にあるこの村が、農産物の剰余をも^{グライエニス}工業をもすこしも持たない。この村は全体としても、個人のばあいとおなじように、部落と町との中間のあわれな半端ものなのである。

保有地のこの無限の細分が許されず、そのかわりに工場や手工業が国家によって奨励されたとするならば、ここはまったくちがった様相を示すであろう。そのばあいには、大きい農民保有地を持つ六〇人の所有者と、一四〇人ほどの日傭労働者と一二〇人ほどの手工業者とが存在することとなるであろう。こういう状態のときに国家と個人とがどれほど有利であるかは、すこしも説明を要しない。

おなじ様相を、古ヴェルッテンベルクの市場町(Markflecken)^{シュクット}や町は呈している。ごくわずかの例外を除けば、それらはみすばらしい農民的小都市なのであって、それらの住民たちは農民でもなければ職人でもないのである。

しかし、工業という産業が小農制度のなかに支持を見いだすことをしないばあいにいかに多くの利益をあげるかにしては、国内にもっともたしかな実例がある。昔の帝国都市ロイトリンゲンは、その境域が都市の住民を養いうるには狭すぎるという理由だけで、あれほど技術に長じたのであった。その近くにあるプフリンゲンでは、その住民が

小農経営にたずさわっているの、商業も工業も——エシャツ川が後者には大いに役立つにもかかわらず——どうしても盛んになれなかったのである。田舎町のエーニンゲン^{フレッケン}は、増加をやめない住民の人口を狭い谷がもう養えなくなつてからは、小規模の商品取引を手びろく営んでいる。おなじ理由から、ゲニンゲンの部落は原始生産物の取引を、メッシンゲン[?]は火酒の取引を始めている。

とはいえ、政府が大衆を間接にはなく指導しないかぎり、住民がこのような分野の工業に思いいたるなどということは、いつでもたんなる幸運にすぎない。なぜなら、父の爲したことを爲し自分の生まれたところにとどまることは、何といつても気安いことだからである。そうでないとしたら、チュービンゲンで何百もの数のぶどう作りが、もつともきびしい貧困ともつともいとうべき窮迫とのなかにありながら他の生業につきたがらない、ということをどう説明できよう。いちばんつらい工場労働 (Fabrikarbeit) でも、このような暮らしよりはたしかにましである。こういう暮らしては、人々は考えうるかぎりでの貧しい食物、すなわち水とジャガ芋とだけで、昼も夜も頭や肩に極端に重い荷を載せてよるめきながら山を上り下りし、その結果、躰も心もちぢまってしまう。ところがそれでも、そのぶどう作りの四人の息子たちはたいていまたぶどう作りになり、そのうちにぶどう山の四分の一を持つようになるかどうかは考えずに、結婚するのである。彼らは、仕事に困ると森を荒らし、生産するどころか生産を破壊するのである。「ところが」もしも一人のぶどう作りが一年をつうじて自分の働けるだけの広さのぶどう山を持っていたとすれば、ここでは様相がどんなに一変することだろう。これらの人々のうちの三分の一そこそこが耕作に従事し、他の部分は工業生産にたずさわることとなるであろう。

保有地の分割と耕作者階級の多数とは、さらに、土地片の価格の騰貴を結果する。われわれはこういう行きすぎを

も大へん不利と思うものだが、それは、それが収益への顧慮によって動かされるよりも買手の競争によって動かされることが多いからである。若い農民なりぶどう作りなりは、値段がどうでも一個の土地片を所有しようとする。彼は自分のなけなしの何百グルデンかと借りた金とでこういう土地片を買う。爾後は、うまくいったところで、年々の利子をつくりだすためにあくせく働いて乏しさに耐えるのが、彼の運命となるのである。ところが一年から二年の不作が起ると、彼の唯一の財産が失われ、彼の齢で「すでに」最大の困窮に陥ることとなる。ふつう小農民層が極端に不利なものだということを信じてもらうためには、もうたっぷり語ったと考⁸えたい。

それでは国家として何をなすべきかという問題だが、それは二つの部分に分れることとなる。すなわち、(a)土地財産の売買の自由がレーエン〔莊園〕制度を退けつつ樹立され・しかもこのばあい小農民層が代りにつくられないためには、どうすればよいか。そうして、(b)小農民層は、それがこれまでに生じているところでは、それが有害であるかぎり、どうすればしだいに消滅されることができるか。

附言(a)。^{レーエン}莊園がこんにちでは時代遅れで、世襲莊園がそれ自体目的を失ったものであることは、この制度とそれの樹立された時代とを知る者は誰も反対しないであろう。だがこの制度は、それが小農制度を阻止したという利点をそれとして持っており、この利点は放棄されてはならない。したがって国家がまずもって定めるべきことは、整備された農業経営のためにはどれだけの耕地が必要かということであろう。例えば二〇、三〇、四〇モルゲン等々というふうにある。これにもとづいて、莊園の支配 (Lehenverband) が解けたばあいに、農地はこの大きさのモルゲン以下に縮小することが許されない——ただしこのばあい所有者は、手放した広さのモルゲンを別に補充するときにかぎって、すべての部分の譲渡を行なうことも自由である、という規定がつくられるべきであろう。附言(b)。われわれは

あらかじめ訊ねる、ここでは禁止法が是認されるべきではなからうか。」

- (3) *Werke* I, 2, SS. 580—584. 全訳。
- (4) 傍点は原文のゲシュペルト。以下同。
- (5) ウルムよりやや上流にあたるドーナウ川の左岸にある。エーインゲンはその東北の小都市。Oberamt は当時のヴェルツテンベルクの下部行政区画で、むしろ小郡と訳したい広さのものである。当面の時期にその数は、首都シニツトガルトとその直轄区一区を除いて六三あったものようである。
- (6) ロイトリンゲンの東南に接する。
- (7) メッシンゲンはロイトリンゲンの西南。ゲニンゲンは右の両市の中間にあたる。以上の諸地名は、それまでのリストの地方的見聞のなかの一部をなすにすぎない。
- (8) 上掲のレンツ編の *Friedrich Lists kleinere Schriften* では以下の部分が欠けているだけである。

2

右のリストの小論説については、つぎの諸点が着目されなくてはならない。

(一) リストのこの最初の経済論説は、まだヴェルツテンベルクという領邦的視野のなかに局限されてはいながらも、農工分離にもとづく広汎な市場圏の形成と、それにもとづく生産力の発達・個々人の福祉の向上を明確な目的としており、すでに一個の国民経済的論説として、問題の核心を端的に摘出してゐる。このことは、ロイトリンゲンに生まれ、下級書記としてドーナウの流域のブラウボイレン、シェルクリンゲン、ヴィプリンゲン、ウルムや、ネッカーの河谷のテューピンゲン、ズルツなど経めぐって多くの民衆に接した、若年のリストの体験だけから説明することはできない事実である。一八一一年一〇月ごろから一四年九月に至るまでの約三年間の、テューピンゲン大学における彼の法学(社会科学)の研究が、この論説の基礎に置かれ、その分析視角を定めさせていると見るべきであらう。彼は

この大学で J. Fr. Malblanc, J. Ch. Majer, W. G. Tafinger などの諸教授に接しつつ、ドイツ的制約の下にはあったが、モンテスキュー、アダム・スミス、ルッソー、エストゥス・メーザーなどの諸思想を吸収したのであり、しかも卒業直後には上級書記 (Aktuar) 試験に合格して、やがて会計官となり、広い学問的基礎と領邦政府に直属する革新派官僚の最左翼の立場とを結合させつつ、この論説を書いたのであった。のちにリストがこの論説の延長線上に成熟した「農地制度」を書いたとおなじ年 (一八四二年) に、マルクスは『ライン新聞』紙上に彼の最初の経済的論文「森林盗伐取締法に関する討論」(Debatte über das Holziebstrahlgesetz) を書くが、マルクスはこのやや長い論説の基調自体は法律→国家論であり、リストの最初の経済論説とはいちじるしく性格をことにするものである。⁽²⁾ だから、その後マルクスが本格的に経済学の研究をはじめた一八四四―四五年頃に、リストの名著『国民的体系』とともにその「農地制度」を詳細に検討したとき、⁽³⁾ 後者から受けた印象はおそらく鮮烈なものであっただろうと想像される。——だが、マルクスは当面リストの保護主義に対する批判をその実践的課題とするようになるから、「農地制度」が(おそらく彼のノートから) 引用されるようになるのは、『資本論』の最後の注に至ってであった。⁽⁴⁾

(1) 従来リストの大学生生活は、書記生活のかたわら二年間だったとされていた。ところがゲーリנקは、ここでの本文の期間を確定し、しかも後半はリストが一時的に書記職を辞して勉学に専念したという事実を立証した。そのうえ、すでに社会人であったリストの勉学の態度ははっきりした目的意識を持つものだったとされている (vgl. Gehring, SS. 37―38, 35)。この事實はリストの教養の根底にかかわる問題としてきわめて大切であるように思われる。

(2) なお、マルクスは翌四三年の二月に「モーゼル河畔の癌」(Die Krebschäden der Moselgegend) を「刊行禁止中の『ライン新聞』」に書いたが、その発表も禁ぜられた。この論説はモーゼル河谷のぶどう作りの窮状を対象としたものといわれ、興

リスト「農地制度」の前史と周辺 (一)

味をひくが、ここに原稿は失われている。

- (3) マルクスが『国民的体系』の抜萃をつくったのは四四年の末ないし四五年のことと推定されるが(杉原四郎、杉田晃一訳『マルクス経済学ノート』、訳者解説一七五―七六頁)、ほぼおなじ頃に「農地制度」も抜萃されたものらしい。それについてわたくしの知る唯一の典拠は、レンツのつぎの記述である。「したがってマルクスは、彼の対立する・革命的自由貿易主義の立場にもかかわらず、リストに対して是認的な言葉〔や〕あたり *Aus dem literarischen Nachlass von Karl Marx und Friedrich Engels*, hrsg. von Franz Mehring, 2. Aufl., 1913, Bd. II, S. 378 を参照)を述べたが、それはマルクスの批判的鋭さを思えば、ともかくも言及に値するものとなっている。彼はリストの二著作——それは前に知った〔すなわち〕『国民的体系』と『農地制度』(後掲書, S. 10)——を、彼が経済学の体系的勉強を開始し・しかもリカードウの価値論をまだ詳細に研究しなかった時期に、細心に読み大量の抜萃をつくったのであった。(わたくしはマルクスの抜萃の閲覧については、モスコウの『マルクス＝エンゲルス研究所の好意に負つてゐる。』)(Friedrich Lenz, *Friedrich List, die „Vulgarökonomie“ und Karl Marx*, 1930, S. 15)。

- (4) 筆者「フリードリッヒ・リストと経済学における歴史主義」(前掲)の「あとがき」を参照。

(二) 当面の農業論説におけるリストの立場は、領邦国家の指導による、農民保有地の細分の禁止と手工業↓さらに「工場」の建設とであって、後者に関するかぎりは、やがて新王ヴィルヘルムが特定の範囲で推進しようとする、営業の自由と工業化とへの努力を端的に予告するものである。⁽⁵⁾しかし保有地の細分化に対する禁止の提案は、すくなくとも形式的には営業の自由と抵触するのみならず、近代化への領邦権力の目的をはるかに越えるものであった。この事情は間もなく、つづいてしるすように、リストに対する政府のきびしい態度となつて現れる。だが、その前にここで留意しておくべきことは、第一に、この小論では単純に、保有地の細分の禁止による農村の過剰人口が農村内あるいは近傍の小都市の工業に吸収されて特別に移民の措置を必要としないと考えられていることであり、第二に、ここでは封建的諸負担の解消が正面からは論ぜられていず、そのために重課に圧しひしがれた封建農民の姿が浮彫りにさ

れてはいないということである。ここではたんに、農民が「国家に納める貢租は、彼の生産物の剰余ではなくて、彼がその必要不可欠とするものから切りつめた部分なのである」という表現が見いだされるだけで、右の貢租の種類および内容や、その貢納にともなう封建的強制の機構については、何も述べられていない。だからわれわれはここでのリストの記述から、困窮した零細農民を表象しても、それが封建制下の農民としてとるいつそう具体的な姿は、十分に表象することができないのである。しかしこのことは、むしろリストの改革思想の持つふくみのゆえだったのであり、当時にあつては説明を要しない自明の事實はもとよりそこに前提されていたのであつた。そうして、農民が耐え忍ばねばならなかつた封建的貢租の重みや近代以前の政治的暴力については、つぎに紹介する、ヴェルッテンベルクからアメリカへの移民に対する、リストの聴取り調書が十分になままと伝えるであらう。もつとも、そこでもまだ、積極的な農地改革（たんに農地の細分の禁止にとどまらぬ、その近代的集中すなわちエンクロージャ）と植民計画との結合という、後年の「農地制度」の構想は示されるには至らないのであるが。

(三) リストが資本主義の發達の起点における農村工業、ことに諸衣料品マニファクチュアの意義をかなりはつきりと把握していたこと、すでに産業革命を経たイギリスの工場的生産力に対して、保護関税によるドイツのこういうマニユファクチュアの急激な發展を期待したことは、晩年における彼の諸論説から明らかである。⁽⁶⁾しかし当面の論説にあつては、ロイトリンゲン以下の諸例によっていくつかの町々の製造業が指摘されているけれども、そこには農村マニユファクチュアの姿容がはっきりと示されているのではなく、もとよりその経営の実態も不明瞭である。当の論説の直接の目標は農民保有地の分割の問題にかかわるのであつて、しかもそれが後年の「農地制度」に至ると、農地改革によって成立すべき近代的・中産的農場と社会的分業関係に入るべきものは、別に成立している工業だということ

になっている。リストのこういう把握は、ドイツの農業のみならずマニユファクチュアの遅れをも示すものであり、ここに彼の植民計画が必要となったというべきであろう。だがすでに知ったように、彼は農村の手工業者が小農民に立ちもどってしまう例を示しているけれども、一方で彼があげた小工業都市ロイトリンゲンのばあいでは、その市の手工業者は同時に市壁の外に土地を持つ自営的農民でもあったのであり、リストの父の皮なめし匠ヨハンネスはまさにその典型的な一人なのであった⁽⁷⁾。そうして事実をいえば、ヴェルッテンベルクでは、その後一九世紀をつうじて、地方的諸工業は遅れた小農制度——というのはリストの「農地制度」の理想は実現しなかったから——の上にもむしろ根づよい発展をつづけるのである⁽⁸⁾。

(5) Vgl. Gehring, S.109.

(6) 筆者著『フリードリヒ・リストの生産力論』第三章の二を参照。

(7) Vgl. Gehring, S.9—11. 白なめし業というのは山羊や鹿やノロの皮を加工してズボン職人や手套作りなどに加工原料を提供する職種で、高度の技術を必要とした。ヨハンネス・リストは一、二〇〇グルデンに見つめられる仕事場をエシャッツ川の岸に持っていたほか、市の目抜き通りに住居と納屋を持ち、さらに三、〇〇〇ないし二、五〇〇グルデンに評価された合計二つの土地(と建物)を市壁の外に持っていた。しかもこのほか、一、九〇〇グルデンになる三つの菜園、合計一、六八〇グルデンになる七片の畑地、二、五一〇グルデンになる六つの草場、一、〇〇〇グルデンになる四つの林地、一、三〇〇グルデンになる三つのぶどう山も、ヨハンネスの持ち地であった。「それは端的かつ明瞭に、市参議員であり白なめし匠であったリストの家にあってさえ、農業というものがどういう位置を占めねばならなかったかを示している」(ibid., p. 10)。市中の家の納屋はこれらの土地からとれる農作物で充滿していた。ところで、右の農地は原則として自家経営されたのであって、白なめし業での徒弟、家の召使、家族自身たちが、「手のあいている者は大人も子供もみな」(ibid.)、この労働に従事したのであった。青年リストを決定的な政治的没落にみちびいた「ロイトリンゲン請願書」(Reutlinger Petition)の起草(一八二一年)に、ぶどう作りに対する大幅な減税という、この町の市民の要請が原因となっているのは、市民のこうした生活にもとづくも

なのである。なお、ロイトリンゲンのリスト文庫の主任である農業史家、パウル・シュヴァルツ博士の教示によれば、リストの父が行なったような農業のばあい、Geselle（職人ないし徒弟）がここでもおもに働いたのであって、小作人はいなかっただろうとのことである。また帝国都市ロイトリンゲンは一五世紀以来みずからグルントヘルであったが、その所有地がしだいに市の周辺に集中するにしがって一般市民層の保有に移ってゆき、その保有者は、当時人格的にのみ自由であった一般の農民に比べれば、まず独立農民（selbständiger Bauer）と呼ばれるものだったろうということも、同博士の教示である。しかしリストの父のばあいは働く富裕な市民のばあいであり——ゲーリングは彼の遺産の内容を詳細に示している。ただしリストの両親の死後この遺産は八人の子供に等分され、したがってリストの継いだものは多くはなかった——、一般の市民の政治的・経済的窮境は、後述の、移民からの聴取り調査に明らかである（また、わたくしはみずからそれを跡づけてはいないが、おなじくシュヴァルツ博士によると、ヴェルッテン・ベルクの農民が Oberigentum の重さからまったく解放されたのは今次の大戦以後だとのことである）。なお、ドイツの都市市民の農地保有は、一七五七年から六一年までテュービンゲンで亡命生活を送った、スコットランドの貴族ジェイムズ・ステューアートの著に、都市全体を自給することはできない、特異な小土地所保有として描かれている（cf. James Stewart, *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, Bk. I, Chap. XIV.）。

(8) 一八四一年に、リストはその鉄道論策の一つのなかでつぎのように述べている。「……工業が国民の全地域に均等に分立しているばあいには、工業に随伴して生ずる弊害は極度に弱められ、同時に、農業の繁栄に与える工業の好影響は、後者が孤立した諸中心に集中しているばあいよりもいっそう均等的に分ち与えられる。比較的小さい諸都市や避遠の地に住む工場経営者は、右の中心地の住民よりも安く暮すし生活上の要求なども少いであろう。したがって彼は控え目な利得でおなじように繁栄するだろう。そうして……イギリスの工場主がきわめてしばしばうち負かされるような、競争熱や急激かつ危険な変動にはさらされない。ドイツの工場労働者の状態も、日賃銀はずっと低いにもかかわらず、ある日には二倍の賃銀をとり別の日には仕事もパンもないようなところでも、ずっと安全なものである。彼は〔中心地でよりも〕安く暮らせるし生活必需品を安い値段で手に入れるのだから、その低い賃銀ははるかに高いところでのものよりもずっと十分なのである。ドイツで支配的な農業状態のばあいには、右の労働者は、その家族の助力で生活手段への不可欠の需要をみずから生産することができるであろうから、彼の工場仕事の一時的な退潮に際しても、絶対的な欠乏に陥ったり救済施設に頼ったりせずに上げ潮と

なるのを待つことわざめあひあひ」(Das deutsche Eisenbahnsystem III, Werke III, 1, S. 353)。この「言葉は」「農地制度」の「言葉と照応する」。「分割地経営 (Parzellwirtschaft) が役に立つのは、ただ工業の補助または附属物としてであり、ただ小都市ないし市場町の近くの園芸とかぶどう作りとかのほあいであり、さらにまた日傭労働者の階級の生活補助のために、貯蓄の手段となったり自分や家族の余暇を有効に使う機会を与えたりするほあいにおいてのみである。このかぎりでは、それは働く人民の階級にとって、イギリスの救貧税よりもはるかに多くの自由と福祉と道徳とに役立つ相続財産である」(Die Ackerverfassung, Werke V, SS. 442—43. 筆者訳、五三頁)。ただしこの旧訳には脱落があるのをごくそれを補った。なお vgl. *ibid.*, S. 431 Ann. 筆者訳、三六頁)。

ところで、ナチスの時代の末期に書かれ、その時期のものとしては読むべき価値を残している「ごの研究、すなわち *Die Behandlung der sozialen Frage im Werke Friedrich List's*. Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde einer Hohen Rechts- und Wirtschaftswissenschaftlichen Fakultät (Wirtschaftswissenschaftliche Abteilung) der Eberhard Karls-Universität Tübingen, vorgelegt von Gerhard Hirth aus Stuttgart, 1943 (タイプ原稿、本文一六四頁。文献四頁。チュービンゲン大学図書館蔵)は、右に引用した二つのリストの文章に触れたのち、以下のように述べている。

「ここでリストはたしかに彼の郷国ヴェルツェンベルクのことを考えていたのであって、事実そこではその後の幾十年のあいだ、破滅に瀕した農業上の保有地の細分と不合理な零細経営ともかわらず、土着の、恐慌につよい工業が発達したのであった。……[しかもそれらは熟練度の高いものであった]……ともあれ、恐慌に対する中産層の工業のつよさについての、工場労働者の農業経済的基礎の好影響についての、リストの考えはまったく完全にまた一般的に立証されたのである」(S. 112)。——この学位論文の筆者はみられるようにシュツットガルトの生まれで、四三年以後の安否を知らないが、わたくしがここに引用を行なったのは、さしあたりはリストとナチズムとの出逢い(それは事実である)をこの線から指摘するためではなく、リストの郷国の若い経済学徒が一九世紀におけるそこの工業的發展の特質を身辺にどう見ていたかを紹介したいからである。なお次節を参照。

リストの右の農業小論説に関しては、ゲーリングの『リスト伝』がはじめて明らかにした、後日譚ともいふべきものがある。リストは彼が強力に参加したヴェルッテンベルク憲法闘争のなかにあって、とくに一八一六年一月に文相(ただし Minister des Kirchen- und Schulwesens)に任ぜられて内相ケルナーとともにいわゆる革新内閣(Reform-Ministerium)を組織したヴァンゲンハイム(Karl August Frhr. von Wangenheim)の庇護と理解とのもとに、チュービンゲン大学に新たに国家経済学部(Staatswirtschaftliche Fakultät)をつくることを、政府権力の立場から強行した。それは従来の書記制度に代るべき近代的領邦官僚の養成機関として必要と考えられたものである。そうして、シュツットガルトにあってすでに——後述のように——書記機構の不自由な一分子としての身分をつよい桎梏と感じ、さまざまなトラブルをもおこしていたリストは、大学からは歓迎されなかったにもかかわらず、すすんで新設学部の国家行政実務(Staatsverwaltungspraxis)の講座の担当教授に任命された。それが一七年の十月末のことである。チュービンゲンの教授時代のリストについてはゲーリングの記述がきわめて詳細であるが、教授としてのリストの孤独と不遇とは、その証拠も明らかでない、大学の内部での圧迫によったというよりも、むしろ、一七年の一二月にはすでにヴァンゲンハイムの退陣を余儀なくさせた、ヴィルヘルムと等族との妥協↓中央政府の保守化という大きい政治的変化の影響なのであった。⁽²⁾——ともあれ、おそらくは一八年の一月に、ヴァンゲンハイム・ケルナーに代って文相と内相とを兼ねていたフォン・オットーの政府から、リストの属する学部は内務省をつうじて「保有地の取引(Güterhandel)について諮問を受けた。この諮問の内容は、この年のはじめ以来、さきにもずからの農業論説を載せ

た *Württembergisches Archiv* の廃刊(前年)に代ってあらたにリストが主宰した、*Der Volksfreund aus Schwaben* (——1822)の一月二八日号に見られるべきの覚え書きによって推測できる。すなわち、「国のあらゆる地方を破壊させる、ユダヤ人の信教仲間たちの暴利と高利とに対し、適切な法律によって至急に禁示の行なわれることが望ましい。このような法律の不可欠なことははっきり分らせるような詳しいデータを持つことが求められている。」⁽³⁾なお、内務省はこのおなじ年に全ヴュルッテンベルクのすべての郡に対してユダヤ人の状態についての報告を求めているのである。土地の売買も細分もまた、ユダヤ人の行為にその大きい部分が帰せられたのであった。

(一) それは SS. 184—201 を占め、著者が生涯を託したテュービンゲン大学の過去に対してやや弁護的な意図が示されているようにも思われるが、リスト『全集』がその編集にあたって利用しなかった、リストの教授時代の学部長フルダの学部記録 (vgl. Norbert Kloten, *Der Guss der Eberhard-Karls-Universität zu Tübingen, überbracht vom Dekan der wirtschaftswissenschaftlichen Fakultät, Mitteilungen der List-Gesellschaft*, Fasc. 4, Nr. 13/14, 1964. これは一九六四年七月四日にロイトリングゲンで行なわれた、リスト生誕一七五年記念式典でのあいさつである)をも十分に使い、多くの新事実を明らかにしている。

(二) ここは初期リストの政治思想を解明する場所ではないが、一言だけそれに触れておけば、一八一五年以来のヴュルッテンベルク憲法闘争のなかには三つの互いにことなる立場があった。その第一は一六六年にフリードリッヒを継いだ新王ヴィルヘルムとヴァンゲンハイムら助言者とのものであり、ドイツの連邦議会による憲法範例の枠のなかで立憲君主制を確立しようとするものであって、それは一方に議会を認めながらも君主が唯一の主権者でなくてはならなかった。一九一八年までのドイツ憲法の基本思想がこれである。その第二はこれに対立した旧法派のものであり、ナポレオン以前の等族的君主制の回復を欲し、そこでは統治権力が王およびその政府と上層土地貴族および都市貴族などの等族とに分制されてあるべきであった。詩人のウーラントはこの陣営に属する。リストの属した「人民の友」(*Volksfreund*)のグループ、すなわち第三の立場は、右の両者と戦って、国家の基礎に個々の国民の国家形成意思を置き、国家主権は国民自身にあって王はその代表者であるとした。それはフランス革命における一七九一年の憲法の思想であって、実際にはリストは大革命に対しては批判的立場をも採っていたけ

れども、彼が政府から迫害され、アメリカに追放されることになるのは、この「自由主義者^{オブリベラール}」としての基本的立場のゆえであつた (vgl. Karl Erich Born, Staat und Gesellschaft in der Auffassung Friedrich Lists, Der Festvortrag, *Mittelungen der List Gesellschaft*, *ibid.*, SS. 345—46. こゝでも上記の記念式典のときの特別講演である)。——だから、リストが憲法闘争の渦中でヴィルヘルムの信任を得たかに見える期間があつたのは、後者が一七年の六月に等族議会と正面衝突してこれを解散し、自己の立場からの新憲法案の実現を強行しようとしたからであつて、やがて旧勢力の抵抗とメッテルニヒ体制の滲透と他方におけるブルシェンシャフトの急進運動とのなかに置かれつつ、西ドイツ諸領邦における事態の進展と落着と歩調をそろえながら上記の第一の立場を支配的とするためには、王は等族との対立をみずから緩和させることの必要を知つたのであつた。その結果がヴァンゲンハイム＝ケルナー内閣の退陣だったのであり、それ以後のリストは孤立し、監視される立場に置かれるのである。したがつて、一八二〇年末の新領邦議会におけるリストの精力的な活動 (vgl. Gehring, SS. 285—86) にも、またその後幾年にもわたる彼の心情と行動とのなかに、ヴィルヘルムの真意に対する彼の誤解と過信とがあつたと判断される¹⁹。

(c) Gehring, S. 196.

さて、内務省からの諮問に対しては、学部長のフルダ (Friedrich Karl von Fulda) が答申書の腹案をつくつた⁽⁴⁾。

——といった、保有地の自由な分割が人民の福祉にとって有利か否かという問題自体については、さきのリストの論説よりもはるか前から、というのは何十年このかた、論議が行なわれて来たものではあつたが、古ヴェルッテンベルクの法律と学者ゾーデンその他の意見とは分割を是認し、わずかに不分割の地域クプファーツェルの J・F・マイヤーがこれに反対した程度にすぎなかつた。それというのも、東エルベに比べては農民の土地保有権のつよかつたヴェルッテンベルク、とくにその大公 (のちの王) 領では、永保有 (Erfall) が支配的であつて、領主に保有権変更^{ヴェルッテ}租を^{ヴェルッテ}支払えば売買が可能だつたから、封建制の末期に窮迫期における保有地の細分化には障害物が存在しなかつたのである。ところが、レーエン制度の残存している東部領域を合わせて成立したヴェルッテンベルク王国が、一八一七年の

一月(ヴァンゲンハイムの退陣の直後)に発布した勅令は、世襲莊園における保有地分割の自由を右の東部地域についても認めたから、それは同国における貴族と王との対立をつよめるアクチュアルな新しい原因となった。そうしてこのばあいの論争において、当時枢密顧問官であり・やがて大蔵大臣となるヴェックハーリンは、リストの上述の論説を明らかに知っていたにもかかわらず、一八年三月に書いた匿名のパンフレットで、政府の農地政策を弁護したのであった。⁽⁷⁾(ただしユダヤ人に対しては、一八一一年に土地の売買は禁止され、一八年には脱法⁽⁸⁾行為もはっきりと禁ぜられたが、二〇年には売買が許されるに至った。)⁽⁸⁾——こういう事態のもとで作られたフルダの答申書の腹案は、以下にただちに知られるような事情から、政府の立場に同じたものらしいが、農業経済の講座担当者フォルストナーに彼が腹案の起草を依頼したとき、居合わせたリストはそれを「役にも立たない」と評し、フルダはみずからこの事実を、「きわめて不愉快」に感じて、答申の仕事から手を引いてしまい、シュットガルトへの個人的報告書には、リスト——の名はあげずに——のような思想にもとづいた大部の答申書が提出されたとしても、自分はそれと何のかかわりもなく、賛同もしていないと述べている。そこでかんじんの答申書は、おそらくリストがフォルストナーと協力して作成したと考えられるのである。⁽⁹⁾

(4) 以下 vgl. Gehring, SS. 196—98.

(5) 所在未詳。

(6) 大月誠「西南ドイツにおける農民開放——ヴェルテンベルクを中心に——」(『経済論叢』八九ノ一)による。大月氏の拠られた原典は Th. Knapp, *Der Bauer in heutigen Württemberg nach seinen Rechtsverhältnissen vom 16. bis ins*

19. Jahrhundert, 1902, SS. 62—65 の他を参照。

(7) このパンフレットの題名は『Gehring, Anm. 453 (SS. 466—67)』を見られた。

(8) Vgl. *ibid.*, Anm. 449 (S. 466).

(9) フォルストナー (Baron Georg Ferdinand Forstner von Dambeny) はゲラーブロン (領邦の東北隅) 選出の議員として不分割地区の代表者の一人であった。この地区のレーエン制度の残存の事態はいまのわたくしには不明である。フォルストナーは、一八一九年に出した *Ländlichkeitspolizei* のなかで、全面的エンクロージヤ (allgemeine Güterarrondierung) を提唱しているが、部落制度の解消には論及していない。

リスト (＝フォルストナー) のこの答申書は、残念ながらこんちちその草稿も残されていない。それが発見されたとすれば (そうしてその可能性は皆無ではない)、われわれはそれをさきの「農民保有地の無限の分割を排する」と並置させて、初期のリストの農業→国民経済思想についていっそう明瞭に知ることができるようになるであらう。だが、いまのところは、ゲーリンクがこの答申書の事件を追及して明らかにできたのはつぎの一事である。——リストは後年「農地制度」の末段で、ケンプテン僧院領を中心とする、上部シュワーベンの独自のエンクロージヤ (Güterarrondierung) について語った部分にひきつづいて、つぎのように述べている。「このきわめて重要なことから、その価値をみずから悟ることによって、わたくしの注意をすでに若い時代に喚起し……、わたくしは実際それを論じてみるころみをはじめたのであった。しかし——だがこういういきさつはここでのことがらには関係がない——要するに、そのころみは最初のところだけで止んでしまった。しかもそのことはわたくしにとってきわめて不快な結果となったので、わたくしは土地整理 (Arrondierung) をすっかり関心の外に置いてしまった。イギリスやアメリカや、ブルターニュやノルマンディーや、それからスイスの二、三の地方における旅路で、これらの国々の農地の状態を見てはじめて、わたくしはようやくまたこのことを思い出し、わたくしの以前の見解の正しさを確信するようになったのである。」(リストは直接に上部シュワーベンのエンクロージヤを見て確信をいっそう深めたともいっているが、

リスト「農地制度」の前史と周辺 (一)

それは「農地制度」を書く直前のことであり、この事實は右の引用のすこしあとにある記述から知られる。⁽¹²⁾ところで、ここでリストの書いている、「不快な結果」を伴った青年時代の「こころみ」については、従来は知られるところがなく、『全集』もこの個所のコンメンタルとして、「彼の郷国における農地制度を改革しようとする、これらの年におけるリストの決心については、「農民保有地の無限の分割を排する」はべつだん不快な結果を伴わなかったはずであるから」、いまのところ何も知られていず、青年期の著作からも何ひとつ推測できない⁽¹³⁾としるしている。しかし、すでに知るように、リストは一八一八年のはじめにチュービンゲン大学の国家経済学部に対する政府の諮問への答申として、かねて抱懐する農地改革案を書いているのであり、⁽¹⁴⁾しかもそれによって、穩健であったフルダを怒らせて学部内の対立を——リストの短かかった教授生活の最初から——つくり出し、また領邦の基本政策と完全に対立するリスト（＝フォルストナー）の答申書は、政府に無視されるかあるいはつき戻されたのであろうことを、ゲーリンクは推測している。⁽¹⁵⁾なお、リストは同年の五月に、こんにちまだ明らかではない密告者の暗躍によって、シュッツガルトに呼び出され、彼の講義内容が現行憲法に批判的であるという疑いを王に対して——内務大臣を通じて——釈明するように求められるが、このばあいの密告者が従来考えられていたようにフルダでなかったことはゲーリンクの考証から明らかであるとしても、⁽¹⁶⁾リストの「不快な」思い出は、答申書とこの密告事件との何らかの結びつきという推測をも、かなりの程度に可能とするのであろう。⁽¹⁷⁾

(10) ゲーリンクは青年期リストのものでこれまで見るのできなかった諸草稿を追求して、ルドヴィヒスブルク、シュッツガルトなどで六編を発見し、これをその『リスト伝』の附録に加えた。リスト文庫からわたくしへの通信によれば、リストの未発表の書簡のかなり長いものが売立てに出されたそうであるし（ただし文庫は入手を逸した）、また今年の三月のわた

くしあてゲーリング教授の手紙によれば、一八一六年にリストがロイトリンゲンに派遣されておこなった、同市の市民と政府の郡役所とのあいだの確執の調訂行為 (vgl. Gehring, S. 86ff. 筆者著『フリードリッヒ・リスト論考』第二論文第二節) に関する記録 (調書) がジグマーリンゲンの国立文書館で発見されたし、昨年にはルードヴィヒスブルクの国立文書館では、ゲーリング自身が失われたと書いた、被追放者リストの旅券の問題についてのヴェルッテンベルク内務省の文書が偶然に発見されたとのことである。われわれはやがてそれらについても知ることができよう。上述したゲーリングの『リスト伝』の附録は、リスト研究にとって、またひろく当時のドイツ社会に政治思想史の研究にとって、すくなくとも重要な文献である。

(11) *Werke V*, S. 542. 筆者訳、前掲、二二〇頁。ただしここでは訂正を加えた。

(12) vgl. *ibid.*, S. 546. 筆者訳「二二六一—二七頁。ただしリストはケンプテンとオ、ベル・シュワーベンとへまでは行かなかつたらしい (vgl. *ibid.*, S. 686; Kommentar)。なおリストは、おなじ個所の注で、ロイトリンゲンからは遠くない、高原地帯シュウエービッシェ・アルプのなかのミュンズインゲン郡の開業医ヴェルツが一八四二年に行なった、同地帯でのエンクロージュアの実態についての講演に触れている。

(13) *Ibid.*, S. 685.

(14) さきに述べたフルダの個人的報告書は、提出されるはずの答申書が「たとえユダヤ人への誹謗とその性格描写とで、また保有地の統合の主張で満たされていたとしても、あるいはヴェルッテンベルクの諸部落をなくして、純粹な農場を導入し、今後はその分割を許さないようにすべきだと提案しているとしても」、自分はそれが諮問の本旨には副わないと信ずる」と書いている (vgl. Gehring, SS. 197—98)。傍点は小林のもの。提案のこの部分が「一八一六年の農業論説よりも一步『農地制度』に近づいてゐる点」が注目される。

(15) vgl. *ibid.*, S. 198.

(16) vgl. *ibid.*, SS. 201—03.

(17) vgl. *ibid.*, SS. 213—14.

なお一言。青年時代のリストの再度にわたる農地改革案は、ヴェルッテンベルクの領邦権力にとっては、一方ではとくに新併合領域における莊園領主との複雑なあつれきを生む——なぜならそれは、政府が目ざしていたところより

もいっそう徹底的な、世襲莊園領主の利益の剝奪を来すべきものであるのみならず、政府の当面の目的を混乱させる要因を領主の側に与える——とともに、他方では農地制度の改革が可能とする、工業の急速な自生的発達と市民階級の成熟とを目ざすことよって、旧等族的な諸勢力への攻撃ではありながらも、啓蒙的絶対主義への革新をめざした王ヴィルヘルムとその政府（それは上述のように等族との妥協の道を選んで、それが農民解放を遅らせることとなつた¹⁸）ととっては、とうてい受け入れうるものではなかった。この事情は、四二年に「農地制度」が書かれたばあいに至っても基本的には変わらないのである。ただ、それまでに、ラインラントを中心とする全ドイツの産業資本はすでに成長を遂げ、一方リストの世界的・国民的視野はすこぶる拡大して、それらがユニカールのプロイセンの支配を眼前にしつつ、「農地制度」に特異な個性と複雑な構成と微妙な政略的配慮とを与えることとなるのであり、われわれは後の章で特定の角度からその一端に触れるであろう。——しかしここで言及しておきたいのは、ゲーリンクがリストの答申書について述べたばあいに、当然に以前の「農民保有地の無限の分割を排する」を省み、そこで、ヴェルツェンベルクはリストの予想に反して旧来の農地制度の上に工業を発達させたと述べている点である。「リストはさきの論説でロッテンアッカーにおける状態をはっきりと示して、これを、この国でなぜ工場や産業 (Fabriken und Gewerbe) が勃興しないか¹⁹ということの根拠とした。もちろんそれはのちの時代の工業的發展によって反駁され、正反對のものに変わったのである。」¹⁹これがゲーリンクの言葉である。しかも彼は附注において、傍証となる諸文献をあげるに先立ってさらにつきぎのようにもしている。「すでに一八二六年のエイインゲン郡の記録の一九四頁以下にあるところを見よ。すなわち、ロッテンアッカーは郡内でもっとも人口の多い部落である。住民は畑が人口を養いきれないので、紡績と織布とで大いに働いている。こうしてここでは同一の事態がリストにおけるとは逆の意味に解せら

れており、この理解こそ正しいとされるべきであろう。「農地の」自由分割可能地域における自由な労働力の豊富な供給こそ、そこでの工業の勃興を可能にしたのである。⁽²⁰⁾「だが一方、こういう地域でこのように工業が販路を周辺の農村に求めえなかったはずであることを、われわれは留意しなければならないであろう。「農地制度」がアメリカと対比させて述べているように、「人口の十分の九を占める者の衣類や道具類に対するあらゆる家庭消費が価値にしてわずかな数グルデンにしかおぼらぬ国に、どうして大規模な工場設備の栄えるいわれがあるうか」⁽²¹⁾——だから、ヴェルッテンベルクにおいてその後に表示されたような工業の発達は、いっそう広大なドイツの国内市場（ないし国外市場⁽²²⁾）を前提としてはじめて可能だったものであり、それもリストの欲した発展の型、「個々人の福祉」の増大への方向に合したものであったとはいえないであろう。そうしてまた、だからこそ、ゲーリンクの引いたような二八年のロッテンアッカーの一種の工業化にもかかわらず、四二年になお「農地制度」が書かれなくてはならなかったのである。しかも「農地制度」が社会科学の歴史に深く参加することとなるのは、まさにこの理由からなのであった。⁽²³⁾

(18) この点については最終章で述べられるはずである。

(19) Gehring, S. 197. 前節注 8 後段を参照。

(20) *Ibid.*, Ann. 451 (S. 466).

(21) *Werke* V, S. 448. 筆者訳、前掲、六三頁。

(22) ただし三月革命以前においては、ヴェルッテンベルクの諸工業にとってドイツ以外の市場はほとんど問題でなかった。

(23) ただしこの小論は右の論点を直接の対象とするものではない。それについては、筆者「フリードリッヒ・リストと経済学における歴史主義」(前掲)を参照されたい。

[未完]